

すすらん無料法律相談の お知らせ

北海道弁護士会では法律に関する様々な相談を受け付ける『巡回無料法律相談』を開催します。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

相談の際は、12月9日(木)までに申し込む必要があります。

**なお、事前予約がない
場合は
相談会は中止とします**



- ◆予 約 締 切：12月9日(木)
- ◆開 催 日：12月10日(金)
- ◆時 間：13時～16時
- ◆場 所：役場2階 研修室
- ◆申 込 先：住民課住民環境グループ

困りごと 心配ごと 特設人権相談

江差人権擁護委員協議会と函館地方法務局江差支局は、12月6日に「困りごと心配ごと特設人権相談所」を開設いたします。

**いじめ・体罰 差別・暴力 DV・セクハラ
不動産・借地借家 相隣関係
ネットによるプライバシー侵害**

人権擁護委員が身近な法律問題や人権問題に関わる様々なご相談をお受けし、解決へのお手伝いをさせていただきます。

お気軽にお越しください（予約不要、秘密厳守、相談料無料）。

なお、函館地方法務局江差支局では、いつでも人権相談に応じておりますので、お気軽にご利用ください。

- ◆開 催 月 日：12月6日(月)
- ◆場 所：役場2階 研修室
- ◆時 間：13時～15時
- ◆お問い合わせ：江差人権擁護委員協議会
函館地方法務局江差支局
☎0139-52-1048

除雪作業にご理解とご協力をお願いします！

道路の除雪を実施するにあたり、次の点にご注意願います。

① 自宅の前は、自分で除雪を！

除雪作業は一軒一軒の出入り口の除雪や、各ご家庭の生活時間に合わせた作業はできませんので、除雪車に押し退けられた雪など、各ご家庭の出入り口は、皆さんで雪の処理を行ってください。

② 路上駐車は、みんなの迷惑！

路上駐車は、除雪作業に支障をきたすばかりでなく、吹雪や夜間などは事故の原因ともなります。

また、歩道と車道の間は冬期間は除雪した雪の堆雪スペースとして使われますので、路上駐車しないようにしましょう。

③ 雪は道路に出さないで！

道路は人や車の通る場所です。除雪後、車道や歩道に雪や氷を出すことにより、路面凍結の原因や、路面に凹凸ができるため非常に危険で、交通事故の原因ともなりますので、道路には雪を出さないでください。

◆お問い合わせ

施設課土木建築グループ または 次の除雪委託事業者

(株) 若 狭 組 ☎0139-55-2141

神明、湯ノ岱、宮越、早瀬

京谷建設工業(株) ☎0139-55-3756

小森、豊田、中須田、新村、大留（新村方面）、小砂子

(株) 小 林 建 設 ☎0139-55-2038

大留（北村方面）、北村、向浜、上ノ国～石崎

税務署からのお知らせ

消費税のインボイス制度に関する 説明会の開催について

令和5年10月から導入される消費税のインボイス制度についての説明会を開催します。

説明会に参加される場合には、事前の申込みが必要となりますので、つぎのお問い合わせ先まで、お電話でお申し込みください。

- ◆対 象 者：全ての事業者の方
- ◆開 催 日 時：令和3年12月14日(火)
14:00～15:00
- ◆申 込 期 間：令和3年12月10日(金)
17:00まで
- ◆会 場：江差税務署 1階会議室
(江差地方合同庁舎)
- ◆定 員：10名
- ◆お問い合わせ：江差税務署 調査部門
☎0139-52-6011

※定員に達した場合には申し込みを終了させていただきます。

※令和4年1月以降の説明会は札幌国税局ホームページの「税に関する情報」をご覧ください。か上記のお問い合わせ先にご確認ください。

マイナポイントを受け取るには、マイナカードを使って、マイナポイントの申し込みを行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があり、2万円の利用で上限5,000円分のポイントがもらえます。